

東邦大学理学部教育開発センター規程

第1章 総則

(設置)

第1条 本学に、理学部教育開発センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、東邦大学の建学の精神に基づき、理学部教育の充実および高度化に寄与することを目的とする。

(所管事項)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育システムの調査、企画および開発
- (2) 教育内容および教育方法の改善の支援および推進
- (3) 教育効果の評価方法の開発および実施
- (4) 教員の教育力向上の支援および推進
- (5) 大学教育に関する情報の収集、分析および学内外への情報の発信
- (6) その他、センターの目的達成のために必要な事項

第2章 組織

(構成員)

第4条 センターに、次の職を置く。

- (1) センター長
- (2) センター員
- (3) 事務局員

2 前項に加えて、次の職を置くことができる。

- (1) 顧問
- (2) 学術調査員

(センター長)

第5条 センター長は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

- 2 センター長は、本学部専任教員の中から、教授会の議を経て学部長が任命する。
- 3 センター長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター員)

第6条 センター員は、第3条の各号に定める事業に関する業務に従事する。

- 2 センター員は、本学部専任教員の中から、教授会の議を経て学部長が任命する。

3 センター員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 顧問は、専門的識見に基づき、センターの事業計画および運営に参画する。

2 顧問は、教授会の議を経て学部長が任命する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。

(学術調査員)

第8条 学術調査員は、センター長の指示に基づき、第3条の各号に定める事業に関する業務に従事する。

2 学術調査員は、教授会の議を経て学部長が任命する。

3 学術調査員の任用期間は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任用期間の上限は、5年とする。

(事務局)

第9条 センターに、事務局を置く。

第3章 センターハイ会議

(センターハイ会議)

〔東邦大三十二〕

第10条 センターに、センターハイ会議を置き、次の各号について審議し決定する。

(1) センターの事業に関する事項

(2) センターの予算および決算に関する事項

(3) 学部長の諮問事項

(4) その他、センターの運営に必要な事項

2 センターハイ会議は、次の各号の人員をもって構成する。

(1) センター長

(2) センター員

(3) 事務局員

(4) オブザーバー

3 センターハイ会議は、センター長が招集し、議長となる。

三一七二

第4章 プロジェクト

(プロジェクト)

第11条 センターに、第3条に定めるセンターの事業の遂行のため、センターハイ会議の議を経て、プロジェクトを置くことができる。

2 プロジェクトの代表は、本学専任教職員の中からセンター長が推薦し、センターハイ会議の議を経て決定する。

- 3 プロジェクトの構成員は、学内外からセンター長が推薦し、センター会議の議を経て決定する。
- 4 プロジェクトの代表は、各年度末に、当該年度の事業の成果および次年度の事業計画を、センター会議に報告する。

第5章 雜則

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成21年7月22日から施行する。

〔東邦大三十一〕

三一七三(一三一八〇)